

## 教員養成部会審議まとめについて

教員養成部会においては、平成 31 年 4 月 17 日に中央教育審議会に諮問された「新しい時代の初等中等教育の在り方について」において示された以下の諮問事項に基づき、令和元年中に計 6 回の部会での議論を経て、同年 11 月 21 日に開催された新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において中間報告を行った上で、引き続き議論を重ね、全 10 回にわたるこれまでの議論を、「審議まとめ」として取りまとめた。

なお、「免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化」については、引き続き教員養成部会において検討を行う。

- 新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ、義務教育 9 年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化
- 学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者など、多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- これらを踏まえたチーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置、教師を支援し教育の質を高める ICT 環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

## 目次

1. 義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方について
  - (1) 現行の教員免許制度について
  - (2) 教員養成段階における方策について
  - (3) 教師として勤務する段階における方策について
  
2. Society5.0時代における教師及び教員組織の在り方について
  - (1) 教師のICT活用指導力の向上方策について
  - (2) 多様な知識・経験を有する外部人材による教員組織の構成等について
  
3. 教員免許更新制の実質化について

## 教員養成部会審議まとめ

### 1. 義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方について

#### (1) 現行の教員免許制度について

- 各学校で勤務する教師は原則として学校の種類毎の免許状が必要であり、中学校又は高等学校においては教科毎の免許状が必要である（相当免許主義）が、平成14年の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の改正により相当免許主義の弾力的措置を設け、中学校教諭免許状を有する教師が指導できる範囲は、中学校だけでなく小学校においても、専門とする特定の教科の指導及び学級担任としての指導（道徳、特別活動、総合的な学習の時間）となった。そのため、中学校教諭免許状は、中学校と小学校の学校種を超えて義務教育9年間をカバーする、いわば教科別の義務教育学校教諭免許状という性格を有するようになっている。
- また、大学で最初取得した免許状（いわゆる基礎免許状）を基礎として、一定の勤務経験と講習の受講の組み合わせによって他の学校種の免許状の取得が可能となっており、教師一人が特定の学校に留まらず学校種をまたいで指導する事例も現れるなど、学校種の区分の流動化が進んでいる。
- 例えば、中学校教諭免許状を有する教師が、義務教育学校の小学校段階において専門とする特定の教科以外の教科の指導を行う場合には、小学校教諭免許状の保有が必要となるが、この場合、必ずしも大学の教職課程を修了する必要はなく、中学校の教師として3年間以上の勤務経験を有すれば、12単位（勤務経験が5年間以上の場合には6単位）分の認定講習を修了することで取得することができるようになっている。これは、通常大学の教職課程で小学校教諭2種免許状を取得しようとする場合の最低修得単位数である37単位に比べ要件が大きく軽減されている。
- さらに、大学の学位によって区分されている、1種免許状と2種免許状の別についても、上記の学校種の流動化が進む中で、1種免許状を基礎免許状として、一定の勤務経験と講習の受講の組み合わせによって付加的に他の学校種の2種免許状を取得することが可能である。1種免許状を所持していれば、他の学校種の免許状を取得する際には必ずしも1種免許状である必要はない。
- こうした免許状の区分の弾力化は、漸進的に法令改正が行われた結果であるが、義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方については、改めて、教員養成段階、教師として勤務する段階のそれぞれに応じて、より小学校と中学校の接続を意識した制度改正を進めていくことが必要である。

## (2) 教員養成段階における方策について

### ① 小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の教職課程を履修し、両方の免許状を取得する場合の学生の単位数の特例的扱いについて

- 前述のような学校種の区分の流動化が進む中、教師には、より一層、学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、複数の学校種・教科等にわたる幅広い理解に基づいた総合的な指導力を身に付けることが期待されている。また、実際にこのような力を身に付けた教師は、どの学校種・教科等の指導を担うにおいても、常に義務教育9年間全体を俯瞰する視点を持ちつつ、各学校種や学年の連続性も見通した質の高い指導が可能となり、教師自身の教職生涯もより充実したものとなることを見込まれる。
  
- したがって、義務教育9年間を見通して、小学校と中学校の児童生徒を指導する教師を養成する際は、基本的には小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の両方の教職課程を修了し、両方の免許状を取得すること（いわゆる両免取得）が望ましい。
  
- しかしながら、専門とする特定の教科に関する内容と当該教科の指導法を修め専門性を深めることが求められる中学校教諭免許状の教職課程と、全教科の指導法を修めることが求められ、加えて児童の学校生活全般にわたる指導力の育成が求められる小学校教諭免許状の教職課程の2つの教職課程を同時に履修することは、学習する範囲も広範にわたることとなり、負担も大きなものとならざるを得ない。（小学校教諭1種免許状及び中学校教諭1種免許状の教職課程を同時に修了する場合、原則として118単位（59+59）必要となる。）
  
- そのため、現行制度においても、同一学部同一学科に小学校教諭免許状の教職課程と中学校教諭免許状の教職課程が設置されている場合は、共通で修得する内容（「教育の基礎的理解に関する科目」や「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目（教職実践演習に限る）」）について共通開設されていることが多く、この場合の学生が修得する単位数は96単位に減じられているものの、まだ学生の負担が大きい状況となっている。（図1）

<図1：現行の免許状の取得に当たって必要な修得単位>

小学校と中学校の両免取得に必要な科目の特例【現行制度】					
<p>同一学部同一学科においてのみ、教育の基礎的理解に関する科目や道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(教職実践演習に限る。)の共通開設が認められており、学生が小学校及び中学校の一種免許状の両免を取得する場合の最低修得単位数は通常の118単位から96単位に減じられている。</p> <p>※共通開設された科目の単位数は、小学校の免許状と中学校の免許状を取得する際に必要な単位としてどちらにも使うことができる。</p>					
小学校	各科目に含めることが必要な事項	一種	中学校	各科目に含めることが必要な事項	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得)	30	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	28
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 等	10	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 等	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 等	10	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 等	10
教育実践に関する科目	・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ・教職実践演習(2単位)	7	教育実践に関する科目	・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ・教職実践演習(2単位)	7
大学が独自に設定する科目		2	大学が独自に設定する科目		4
		59			59

同一学部同一学科

課程認定基準4-8の特例により共通開設が可能

- 加えて、同一学部同一学科においては単位数を減じられるものの、他学部他学科においては単位数を減じることができない。例えば、小学校教諭免許状の教職課程は教員養成を主たる目的とする学部である教育学部等での設置に限られており、当該学部 に在学する学生が両方の免許状を取得する際には現行制度が活用できるが、教育学部等以外の学部(開放制の学部)に在学する学生は共通開設の恩恵を受けることが叶わず、原則通りの118単位の履修が求められることになる。これにより、学生の負担が大きなものとなることで、個々の科目の学修内容がかえって薄まり、どの校種や教科についても中途半端な知識や技能しか身に付けられない可能性すら考えられる。
- このため、「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書) (令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ報告書) (以下「WG報告」という。)において、他学部他学科であっても、学校種の違いに関わらず履修が必要であり、かつ共通に履修することができる科目については、大学において授業科目を共通に開設できるようにし、学生が複数の教職課程を履修する場合の学修量を精選できるようにすべきことが提言されている。その際には、教職課程の体系性や適切性を担保するために、大学が全学的に教職課程をマネジメントすることや、自己点検・評価をすることにより、教職課程の質の保証及び向上に努めることに留意する必要がある。

- さらに、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の両方の免許状を取得することを目的とした一貫した教員養成カリキュラムを編成することも可能となるよう、上記WG報告の提言に加え、さらに授業科目を共通に開設できる範囲を拡大する義務教育特例（仮称）を課程認定基準上の特例として設けることが考えられる。
- 具体的には、WG報告の「授業科目を複数の学科等や複数の教職課程の間で共通して活用できる範囲を拡大する」という提言を受け、共通で履修することができる科目を他学部他学科間での活用に拡大することに加え、義務教育9年間を見通した教員養成カリキュラムを編成する場合には、「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教職実践演習に関する科目」のうち、教育実習についても共通開設することが考えられる。これにより、学生が修得する単位数は118単位から87～91単位まで4分の1以上減じることが可能である。（図2）
- また、1種免許状を基礎免許状としていれば、他の学校種の免許状を取得する際は必ずしも1種免許状である必要はないことを踏まえると、WG報告の提言や義務教育特例（仮称）を活用する場合は、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の両方が1種免許状である必要は必ずしもなく、片方を2種免許状として、学生の両方の免許状の取得を促進していくことも考えられる。

<図2：WG報告と義務教育特例を活用した場合の単位の修得>

小学校と中学校の両免許取得に必要な科目の特例【新たな特例（課程認定基準の改正）】			
小学校	各科目に含めることが必要な	中学校	各科目に含めることが必要な事項
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（各教科それぞれ1単位以上修得）	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（一定の単位数以上修得すること）
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 等	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 等
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 等	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 等
教育実践に関する科目	・教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を2単位まで含むことができる。）（5単位） ・教職実践演習（2単位）	教育実践に関する科目	・教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を2単位まで含むことができる。）（5単位） ・教職実践演習（2単位）
大学が独自に設定する科目	2	大学が独自に設定する科目	4
	59		59

他学部他学科に開設される教職課程においても教育の基礎的理解に関する科目や道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目（教職実践演習に限る。）の共通開設を認めること（教職課程の基準に関するWG報告に基づく特例）とし、更に教科に関する専門的事項や教科の指導法、教育実習についても共通開設を可能とする特例（義務教育特例）を設けることが必要ではないか。その際、学生が小学校及び中学校の一種免許状の両免許を取得する場合の最低修得単位数は通常118単位から87～91単位程度に減じられる。

※1 各教科の指導法は、小・高の学校種をまたいだ開設は不可。小学校及び中学校の両方の内容を含まなければならない。

※2 隣接する他の学校種（中学校であれば高等学校等）との共通開設を考慮し、5単位までで済まなく例外的に3単位までとすることも考えられる。

## ②中学校教諭免許状の教職課程を履修する学生の小学校段階の指導法の学修について

- 上述のように、中学校教諭免許状は、中学校と小学校の学校種を超えて義務教育段階の9年間をカバーする教科別の義務教育学校教諭免許状という性格を有するようになっているものの、中学校教諭免許状の教職課程を修了した多くの学生は、学位課程の専門分野に相当する教科の内容を主に修得することが多く、中学校教諭免許状の教職課程においては、小学校段階の特性を踏まえた指導法等を学修することは少ない。
- しかし、中学校教諭免許状を有していれば、小学校において指導を行うことができることとなっていることを鑑みれば、教職課程においても当該内容について修得することが強く期待されるものであり、義務教育特例（仮称）の活用等を通じて専門とする特定の教科の指導法の中で当該教科に関する小学校の指導法についても同時に学修することを促進することが必要である。
- また、義務教育特例（仮称）の活用とは別に、中学校教諭免許状を取得する際の各教科の指導法において小学校段階を意識した教科の指導等を学修できるよう、各大学における教員養成カリキュラムの工夫等が行われるべきである。

## （3）教師として勤務する段階における方策について

- 上述の（2）のように義務教育9年間を見通した教職課程を編成することが可能となった場合でも、既に小学校教諭免許状又は中学校教諭免許状のいずれかを所持して勤務している教師がほとんどであり、当該教師が義務教育9年間を見通した指導ができるようにしていく必要がある。
- また、一部の大学において、義務教育特例（仮称）の活用により、他学部他学科間の小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の教職課程の共通開設が進んだとしても、両方の教職課程を必ずしも置いていない大学が存在することもあり、教師となった後に、他の校種の免許状を取得する道を充実していく必要がある。そのため、義務教育9年間を見通した指導が行える知識・技能を教員養成段階において修得することを期待するだけでなく、教職に就いてからの継続的な学びの在り方も含めて、義務教育9年間を見通した免許制度の仕組みを構築していく必要がある。
- 現行の教員免許制度においては、上述の（1）のように、一定の勤務経験と講習の受講の組み合わせによって、他の学校種の免許状の取得が少ない単位で可能となる仕組みが既に構築されているところではあるが、中学校教諭免許状を取得した者が、小学校教諭免許状を取得する場合に必要な勤務経験は中学校での勤務経験のみを前提としており、

中学校教諭免許状が教科別の義務教育学校教諭免許状としての性格を有していることや、小学校における専科担任が広がっている現状が踏まえられていない。

- そのため、中学校での勤務経験に加えて小学校の勤務経験も算入できることとするこ  
とで、中学校教諭免許状の取得者が小学校教諭免許状を取得しやすい制度とすべきで  
ある。(図3)

<図3：隣接校種の免許状取得に必要な勤務経験年数の要件の弾力化>

現職教員が隣接校種の免許状取得に必要な要件の弾力化（別表8）					
取得希望免許状の種類		小学校教諭2種免許状		中学校教諭2種免許状	
免許状取得に必要な要件		幼稚園教諭 普通免許状	中学校教諭普通 免許状	小学校教諭普通 免許状	高等学校教諭普 通免許状
有することが必要な教員免許状					
有することが必要な教員免許状を取得した後、 当該学校における教諭等として良好な勤務成績で 勤務した最低在職年数		3年	← 取得しようとする学校種での勤務 年数も算入できるようにする 【教育職員免許法改正】	3年	
必要修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目			10(5)	
	各教科の指導法に関する科目	10(5)	10(5)	2(1)	2(1)
	道徳の理論及び指導法	1(1)			1(1)
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	大学が独自に設定する科目				4(2)
	合計	13(7)	12(6)	14(7)	9(5)

※普通免許状とは、1種免許状、2種免許状又は専修免許状を指す。黒字は必要修得単位数を表す。  
 ※最低在職年数に加えて、取得を希望する免許状に応じた学校での勤務経験がある場合、必要修得単位数を1年につき3単位減じることができる  
 (必要修得単位数の半数を限度)。赤字は必要修得単位数の半数まで減じた場合の取得単位数。  
 【例】中学校教諭普通免許状を取得して中学校で教諭として3年勤務、その後小学校において専科担任として2年勤務した場合、  
 小学校教諭2種免許状取得のために必要な単位数は6単位。



## 2. Society5.0 時代における教師及び教員組織の在り方について

- 教師に求められる資質能力は、これまでの答申等（中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月 21 日）等）においても繰り返し提言されてきたところであり、例えば、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力などが挙げられている。
- さらに、時代の変化に対応して求められる資質能力として、近年では、AI やロボティクス、ビッグデータ、IoT といった技術が発展した Society 5.0 時代の到来による情報活用能力等が挙げられ、特に、学習履歴（スタディ・ログ）の利活用など、教師のデータリテラシーの向上が一層必要となってくると考えられる。時代が今後どのようなものになっていくのかは予測困難であるが、少なくとも考えられるのは、様々な分野で予測のできない非連続的な変化が起こっていくことであり、そうした社会に対して教師や学校は、変化に背を向けるのではなく、訪れる変化を前向きに受け止めていくことが必要である。
- そのためには、個々の教師が、養成段階に身に付けた知識・技能だけで教職生涯を過ごすのではなく、求められる知識・技能が変わっていくことを意識して、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要である。また、学校も、同じ背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、さらに当該人材を組織内に取り入れることにより、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある。

### (1) 教師の ICT 活用指導力の向上方策について

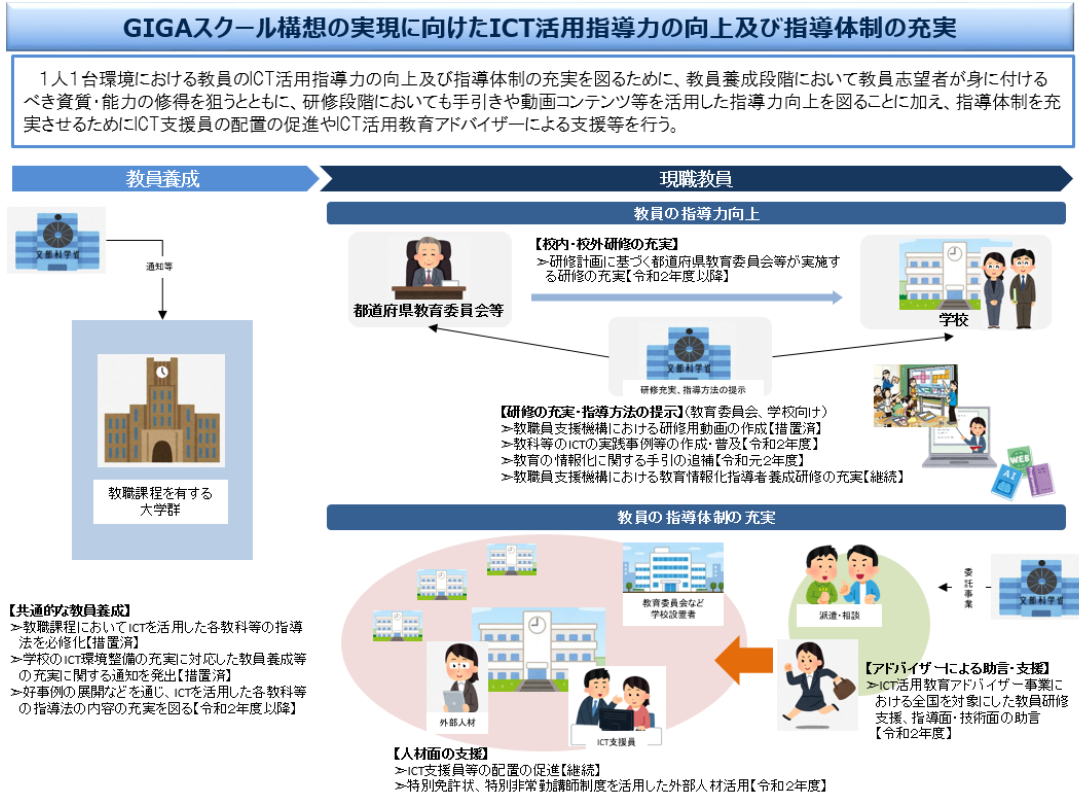
- これまでも、教師は、学校の授業において、児童生徒の知識・技能だけでなく、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を育成するために、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を進めていくことや、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を把握し、一人一人にとって最も有効な手立てとは何かを考え、児童生徒を褒めたり励ましたりしながら、児童生徒の学習改善に繋げることが期待されていることから、Society5.0 時代の到来や学校現場における ICT 環境の整備が進んだとしても、教師としての基本的な役割が変わるものではないと考えられる。
- 一方で、「新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ」（令和元年 12 月）においては、児童生徒一人につき一台の端末が利用可能な環境が整備されることなどにより、子供たちの情報活用能力などの育成に向けた基盤としての資質・能力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じ、子供たちの意欲を高

めやりたいことを深められる学びが提供されることとなることが、「2020年代を通じて実現を目指すイメージ」として掲げられており、教師はこうした環境を活かして指導を行うことが求められるようになる。

- ICT 環境の整備は、インターネットを活用し主体的に調べ発表する活動や、遠隔地にいる児童生徒や専門家と議論する活動が可能となるなど、児童生徒に対してより良い教育的効果をもたらすものである。そのため、よりよい学習活動を実施するため、教師が地域の ICT 環境の整備状況等に応じて、それらを活用した指導力の向上に努めることは重要である。具体的には、ICT を教師を支援するツールとして活用することで、教師には、児童生徒の情報活用能力の育成に関する指導法だけでなく、ICT 機器を活用した主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善をしていく力を身に付けていく ICT 活用指導力が求められる。
- 教員養成段階においては、平成 28 年 11 月の教育職員免許法の改正及び平成 29 年 11 月の教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の改正により、各教科の指導法に情報機器及び教材の活用が新しく追加されることとなり、平成 31 年 4 月から当該内容が盛り込まれた教職課程が始まっている。
- こうした教職課程の各教科の指導法などの授業において、学生が ICT 活用指導力を確実に身に付けることができるように、例えば、国において、学校における ICT を活用した学習場面や各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを作成し提供することで、大学の授業等において活用するよう促すとともに、大学の授業の取組状況のフォローアップ等を通じて、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みを構築していくことが求められる。
- また、現職教師に対しても、ICT 活用指導力の更なる向上を図る必要がある。平成 28 年の教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の改正により、教師のキャリアステージごとに、都道府県教育委員会等が育成を目指す教師の資質能力の指標を定めるとともに、それに基づいて研修計画を策定することとされている。そのため、都道府県教育委員会等が定めているこの育成指標において、ICT 活用指導力を明確化すること等を通じて、都道府県教育委員会等の研修がより体系的かつ効果的に実施されるようにすべきである。
- 併せて、教師自身の資質能力の向上に加え、特に ICT 活用等において専門性を有するなど、特定の分野の専門性を有する人材の力を活用することにより、学校全体としての指導力を強化することが重要であり、教師を支える体制を充実させていくことが必要であ

る。

## <GIGA スクール構想の実現に向けた ICT 活用指導力の向上及び指導体制の充実>



○ なお、上述のとおり、児童生徒一人一台の端末が利用可能な環境が整備される中で、教師の ICT 活用指導力の向上と併せて、ICT 活用指導力に限らず、教師として求められる全ての資質能力の向上に大きな役割を果たしている教員研修についても、その実施にあたって、ICT 機器を積極的に用いるといったことも含め、より効果的な実施手法が求められる。

○ 特に今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「新しい生活様式」の下では、ICT が持つ有用性ととも、ICT を活用する上での課題についても、様々な分野において再認識されたところであり、今後、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）等とのベストミックスによる効果的な研修実施に向けて、研修内容・方法の精選のほか、校務の ICT 化、情報セキュリティの観点も踏まえた教育委員会、学校等の環境整備等の更なる促進が期待される。

### (2) 多様な知識・経験を有する外部人材による教員組織の構成等について

○ 学校は、同じ様な背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知

識・経験を持つ人材との関わりを常に持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが、絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していくには望ましい。特に Society5.0 時代の到来による社会の変化や、義務教育 9 年間を見通した教科担任制の推進など、学校は多種多様な変化にさらされており、均一的かつ硬直的な教員組織ではなく、多様性と柔軟性を備えた組織になっていく必要がある。

- また、令和 2 年度から順次実施される新しい学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」が掲げられており、教育課程の実施に当たっては、地域の人的資源等を活用し、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現することが求められている。新しい学習指導要領を着実に実施するための指導体制の整備や学校外部の人材の活用が重要である。
- これまでも、民間企業等を経験した外部の人材を学校教育に活用することは行われてきた。都道府県教育委員会では、民間企業等経験者に対する特別選考の実施等により、民間企業等から普通免許状を持って公立学校の教師として採用される者は毎年 1,500 人程度（採用者数の 5%程度）となっている。また、普通免許状を有しない者でも、昭和 63 年度に導入された、特別免許状や特別非常勤講師制度を活用することで学校現場に参画することが可能となっており、特別免許状は年間 200 件程度、特別非常勤講師制度は年間 2 万件程度の活用が行われている。さらに、こうした制度を活用しなくても、免許状を有する教師とのティーム・ティーチングによって児童生徒の授業補助を行う者等もおり、外部の人材が多種多様なルートで学校現場に参画している状況である。
- このように、様々なルートを確保しつつ、学校側のニーズや学校で働くことを希望する者のニーズに対応して、最適なルートを今まで以上に活用しやすくすることで、多様な人材が参画できる柔軟な教員組織を構築していくことが必要である。

#### a.普通免許状の取得方法の多様化

- 普通免許状を取得するには、大学の学位課程の学修の中で学位の取得とともに、教職課程において必要な単位数を修得することが基本である。この大学における教員養成は、戦後に教育職員免許法が制定された昭和 24 年以降一貫して教員養成の中心的な原則の一つであり、今後も大学において教師に必要な知識・技能と教養を身に付けていくことが基本であると考えられる。
- しかしながら、学生時代には教師を希望しなかったものの民間企業等で勤務する中で教師を志すようになった者や、教職課程を有しない大学に入学した後に将来の職業として教師を希望する者もいるなど、様々な事情から教師を目指しつつも大学の学位課程で教

職課程を履修できない場合があり得る。

- このような者が普通免許状を取得するための制度としては、現行制度下において、教員資格認定試験や教職特別課程の制度があるが、これらの制度を社会人等にも今まで以上に活用しやすくすることで、普通免許状を取得するニーズに応えていくことができる。
- 教員資格認定試験においては、近年、採用試験の倍率が他の学校種に比べて低い小学校教師の免許状の取得を促進する観点等から、試験制度を見直し、令和2年度からはその試験内容や手法において、学校現場で求められる資質能力をより良く測れるように更なる改善を行うとともに、実施日程については、台風等の自然災害により試験が実施できない場合を想定して予備日を設けるとともに、働きながらの受験が可能となるように見直しが行われたところである。
- 教職特別課程については、免許状の取得に必要な「教科に関する科目」と「教職に関する科目」のうち、「教科に関する科目」を既に修得している者を対象に、「教職に関する科目」として「各教科の指導法や教育の基礎的理解に関する科目」、「教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」等を1年で修得することができる課程として開設できるとされているが、現在は修業年限が1年と定められ、社会人等の勤務と学修時間の確保を両立することが困難な状況である。より柔軟な履修を可能とし、教職特別課程の制度の活用を促す観点から、1年と定められている修業年限を、例えば1年以上などと弾力化することが求められる。
- このほか、科目等履修や通信制の教職課程において必要な単位を修得して普通免許状を取得する者も一定数存在しており、多様な学修ニーズを有する者が普通免許状を取得する仕組みとして重要な意義を有している。教職課程としての質を確保しつつ、こうした多様な学修形態が活用できるようにしていくことが求められる。

#### b.普通免許状を有しない者が学校現場へ参画するための方法

- 普通免許状を有しない者が教諭の免許状を取得する仕組みとして、特別免許状がある。昭和63年の制度創設時の特別免許状は、免許状の有効期限が定められていない普通免許状と異なり、3年から10年の間で都道府県教育委員会が定める規則によってその有効期間を定めることとされていた。その後、特別免許状の授与を受けた社会人等の職の安定性を確保するために、その有効期間が段階的に引き延ばされ、平成21年度に教員免許更新制が導入されて以降は普通免許状と同様に10年で更新可能とされている。
- しかしながら、近年、民間企業等において兼業・副業や勤務地に縛られないテレワーク、

労働力のシェアリング等労働環境が様変わりし、職場という垣根が薄れてきている。また、学校教育に貢献したいと考える者も、必ずしも正規の教師として学校現場に転職する者だけではなくなっている。

- また、特別免許状の有効期間が 10 年と比較的長期に設定されていることが、応募側と採用側のマッチングの支障となっているという意見もある。臨時免許状の有効期間は 3 年であるが、普通免許状所持者が採用できない場合のみに活用可能な助教諭の免許であることから、力量ある社会人の登用という観点からは十分な役割を果たすことができない面があるものと考えられる。
- 近年、特別免許状については一定の活用が行われているものの、多様な人材が参画できる柔軟な教員組織を構築していくために、従来の特別免許状とは別に、より短期の有効期間で柔軟に活用することが可能な教諭の免許状を授与できるようにすることが考えられる。その際、有効期間の更新は柔軟に行えるようにするなど、雇用の継続も可能となるような一定の配慮も必要である。
- また、特に兼業・副業にて民間企業等に所属しながら学校教育に部分的に関わる場合には、免許状を授与しなくても、教科等の領域について指導できる特別非常勤講師制度を活用することや、教師と共同して指導を行うティーム・ティーチングによることが適当な場合が多く、これらの活用の一層の促進を図ることが必要と考えられる。

＜免許状の比較表＞

	普通免許状	特別免許状	臨時免許状
概要	基礎資格（学士の学位等）を有し、大学の教職課程において修得することを必要とする最低単位数を修得した者等に授与	学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において授与	普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与
授与要件・手続き等	＜普通免許状の種類＞ ・専修免許状（修士課程修了程度） ・一種免許状（大学卒業程度） ・二種免許状（短大卒業程度）	①担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること ②社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること のいずれにも該当する者についての推薦に基づいて行う教育職員検定の合格	教育職員検定の合格 ※教育職員検定については都道府県教育委員会毎に異なる。
学校種・教科の別（※）	・小学校は学校種 ・中学校・高等学校は教科ごと ・特支は領域ごと	・小学校、中学校、高等学校において教科ごと	・小学校は学校種 ・中学校・高等学校は教科ごと ・特支は領域ごと
授与する免許状	教諭の免許状	教諭の免許状	助教諭の免許状
意見聴取の要否	×	○	×
有効範囲	全ての都道府県	授与を受けた都道府県内	授与を受けた都道府県内
有効期間	10年	10年	3年
更新の有無	○	○	×

※その他、理療・理容等の職業の知識技能を修得した者に授与する自立教科教諭免許状（普通免許状、特別免許状、臨時免許状）については自立教科ごと、自立活動の教員の免許状（普通免許状、特別免許状）は、自立活動（視覚障害教育、肢体不自由教育等）ごとに授与される。

3. 教員免許更新制の実質化について

- 教職課程の履修により免許状を取得した後の継続的な学習のための制度として、平成21年度から教員免許更新制が導入されている。この制度は、教師として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を身に付けることで、教師が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的としている。
- しかし、採用権者が実施する研修との重複などの負担感が課題として指摘されてきた。文部科学省としても、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修等の科目の整理・合理化や相互認定の促進を、研修実施者に求めてきたところである。
- このような負担感を軽減する観点から、既にいくつかの教育委員会では、教育委員会が実施する研修と免許状更新講習を兼ねるなどの取組が行われている。具体的には、大学等又は教育委員会が実施する免許状更新講習の受講により、中堅教諭等資質向上研修等の研修の一部を免除することや、大学等又は教育委員会が実施する免許状更新講習の受講を研修の一部として組み込むことが行われている。
- ただし、こうした取組が全国的な広がりを見せているとは言い難い状況にある。研修と免許状更新講習の相互活用を進めていくためには、教育委員会における研修と免許状更

新講習の担当課同士の連携や、外部の大学との連携を深めるなど、組織内外の連携を確立するとともに、大学等の免許状更新講習の内容と研修内容のすりあわせが適切に行われることが必要である。また、研修や免許状更新講習の受講履歴を教師ごとに一元的かつ体系的に管理する仕組みを各教育委員会が整えていくことが求められる。

- 国においては、先進的な取組を行う教育委員会が、こうした相互活用をどのような方法で課題を克服しつつ実施しているかについて整理し、具体的な情報提供を行うなど、今後も各教育委員会の取組を支援していくことが求められる。
- 一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、多くの現職教師が、免許状更新講習が数多く開講されている長期休業期間中を含め、子供たちの学びの保障に注力しなければならない状況が生じている。また、土曜日に授業を行う場合や学級を複数グループに分けて指導を行うなど、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要から、加配教員や学習指導員の配置（退職教師等の活用を含む）などを迅速に行うことが求められている。
- 令和2年6月、感染拡大防止に配慮しつつ学校教育活動を進めていくこと等による現職教師の業務量の増大等を理由として、教員免許状の有効期間の延長を行うことが可能である旨、国から各都道府県教育委員会に対し示されたものの、こうした事態の発生は、教員免許更新制の導入時には想定されていなかった。
- ふさわしい資質を備えた教師を、必要な人数教育現場に確保するということの重要性は、将来にわたって変化するものではない。このため、教員養成部会においては、今後も同様の事態が生じうるという認識に立ちつつ、教員免許更新制が現下の情勢において子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に与える影響の分析に着手する。
- あわせて、今回の事態も契機として、教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ、例えば、教員免許更新制そのものの成果や、教師のキャリアステージごとに教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など、教員免許更新制や研修を巡る制度に関してより包括的な検証を進めることにより、将来にわたって必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるような在り方を総合的に検討していくこととする。